

スポーツ指導者資格等助成事業概要（団体用）

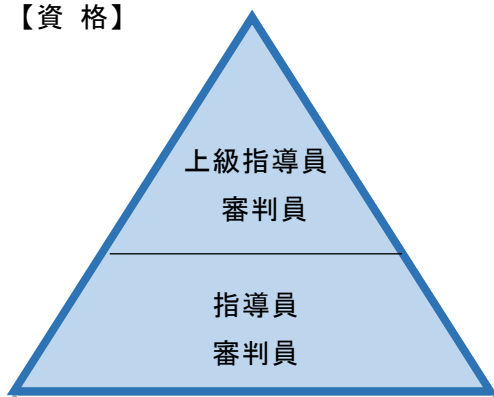
1. 目的

埼玉県や全国を統括するスポーツ・レクリエーション団体が認定する指導者資格・審判資格等の取得を目指す草加市スポーツ協会加盟団体の会員及びその指導者に対し助成することで、指導者等の資質・指導力を向上させ、市民へのスポーツ・レクリエーション普及と競技力向上を図ることを目的とする。

2. 助成の対象と資格

- ①助成の対象は、草加市スポーツ協会加盟団体の会員及びその指導者で、助成対象の資格を取得した者とする。
- ②助成の対象資格は、日本スポーツ協会が規定する公認スポーツ指導者資格等を基準とし、埼玉県や全国を統括する各種目競技団体及び関係団体が認定する指導員・審判員等の資格を対象とする。

【資格】



(例)

- *バスケットボールコーチ資格
A級、B級、C級、D級、E級
 - *サッカー審判員資格
1級、2級、3級、4級
- より上級の資格を取得する場合も助成の対象となる

3. 助成対象の経費と申請手続き

- ①助成対象の経費は、資格取得に係る受講料並びに受験料、講習会参加費、テキスト代等及び初回の資格登録料とする。資格の更新や継続等に係る経費は助成対象外とする。
- ②助成金の額は、経費の2分に1に相当する額とし、当該年度につき1人上限5万円以内、各団体10万円以内とする。
- ③助成金の申請手続き

当該年度の資格既取得者を加盟団体ごとに申請（年間2回）

※資格認定証等の交付を受けた者を団体ごとに取りまとめて申請してください。

	申請の対象期間	申請締切	助成金送金
第1期	1月～6月の資格取得	8月15日	9月
第2期	7月～12月資格取得	2月15日	3月

※申請内容を確認し助成金額を決定後に各団体へ一括送金します。

【助成手続きの流れ】

